

野田村立小・中学校熱中症対策ガイドライン

令和 7 年 7 月

野田村教育委員会

目次

1	熱中症対策について	3
(1)	熱中症とは	3
(2)	根中法の症状及び重症度分類	4
(3)	暑さ指数(WBGT)とは	5
(4)	野田村立小・中学校における暑さ指数(WBGT)に応じた対応指針	6
(5)	暑さ指数の選び方と測定方法	7
2	予防措置	8
(1)	基本的な予防措置	8
(2)	実践的な予防措置	9
(3)	授業日の対応	9
(4)	週休日、休日、学校休業日の対応	12
(5)	熱中症予防情報の活用について(熱中症警戒アラート・熱中症特別警戒アラート)	12
3	熱中症発生時の対応	14
(1)	重症度の判断と事前の準備	14
(2)	熱中症対応の例	15
4	事故後の対応	17
5	参照資料	18

はじめに

野田村教育委員会では、昨今の気候変動や著しい温暖化現象を受け、令和6年度5月に岩手県教育委員会が策定した「岩手県立学校熱中症対策ガイドライン」を参酌し、「野田村立小・中学校熱中症対策ガイドライン」を策定しました。本ガイドラインは、各学校の危機管理マニュアル等において、熱中症対策を講じる際に記述すべき項目や作成上の留意点について示しています。また、令和6年4月から全国展開されている熱中症警戒アラート及び熱中症警戒特別アラート発表時の対応についても紹介しています。

各学校において本ガイドラインを活用いただき、児童生徒の命や健康を守る取り組みにつなげていただくことを期待します。

【本ガイドラインの活用について】

学校における幼児・児童・生徒（以下「児童生徒等」）の安全については、過去に発生した事故や事件、自然災害等を踏まえて様々な取組が行われてきており、平成21年に施行された学校保健安全法では、各学校において、学校安全計画及び危機等発生時対応要領（危機管理マニュアル）を作成することとされています。

各学校においては、学校保健安全法の定めに基づき、熱中症対策を含めた危機管理マニュアルを作成していただいておりますが、同マニュアルは学校で実施した訓練等の検証結果や学校を取り巻く様々な状況の変化、国内外で発生した事故・災害事例の教訓、先進校の取組事例等をもとに、つねに見直し・改善を行うことが必要です。学校管理下における熱中症事故の発生を未然に防ぐため、教職員が適確に判断し、円滑に対応できるよう、教職員の役割を明確にし、児童生徒等の安全を確保する体制を確立するために必要な危機管理マニュアルの見直し・改善を行う際、熱中症対策に係る最新の情報や優良事例を掲載している本ガイドラインの活用をお願いします。

令和7年7月

野田村教育委員会

1 熱中症について

(1) 熱中症とは

私たちの体は、運動や体の営みによって常に熱が産生されるので、暑熱環境下でも、異常な体温上昇を抑えるための効率的な体温調節機能が備わっています。暑い時には、自律神経を介して末梢血管が拡張します。そのため皮膚に多くの血液が分布し、外気への放熱により体温低下を図ることができます。

また汗をかくことで、「汗の蒸発」に伴って熱が奪われる（気化熱）ことから体温の低下に役立ちます。汗は体にある水分を原料にして皮膚の表面に分泌されます。このメカニズムも自律神経の働きによります。

このように私たちの体内で本来必要な重要臓器への血流が皮膚表面へ移動すること、また大量に汗をかくことで体から水分や塩分（ナトリウムなど）が失われるなどの脱水状態になることに対して、体が適切に対処できなければ、筋肉のこむら返りや失神（いわゆる脳貧血：脳への血流が一時的に滞る現象）を起こします。そして、熱の産生と熱の放散とのバランスが崩れてしまえば、体温が急激に上昇します。このような状態が熱中症です。

熱中症の発症には、環境（気温、湿度、輻射熱、気流等）及び体（体調、年齢、暑熱順化の程度等）と行動（活動強度、持続時間、水分補給等）の条件が複雑に関係しています。

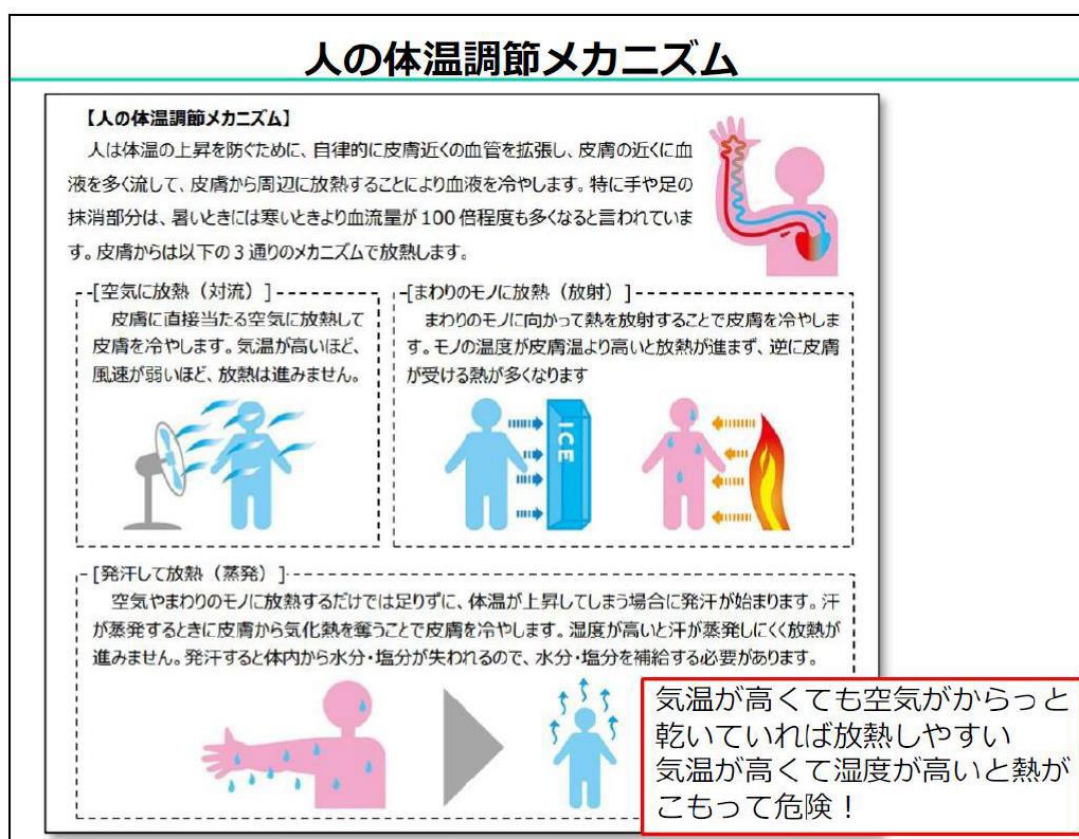


図1-1 人の体温調節のメカニズム

(出典：環境省まちなかの暑さ対策ガイドライン)

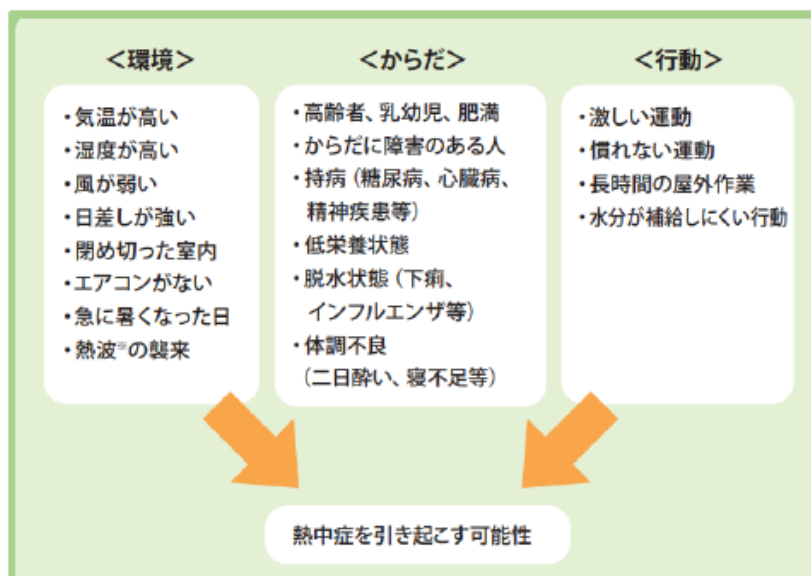


図1-2 熱中症を引き起こす条件 (出典：環境省)

(2) 熱中症の症状及び重病度分類

熱中症は、「暑熱環境にさらされた」状況下での体調不良です。軽症の場合「立ちくらみ」や「筋肉のこむら返り」などを生じますが、意識ははっきりしています。中等症では、全身の倦怠感や脱力、頭痛、吐き気、嘔吐、下痢等の症状が見られます。このような症状が現れた場合には、直ちに医療機関へ搬送する必要があります。重症では高体温に加え意識障害がみられます。けいれん、肝障害や腎障害も合併し、最悪の場合には死亡する場合があります。

熱中症の症状には、典型的な症状が存在しません。暑さの中において具体が悪くなった場合には、まず、熱中症を疑い、応急処置あるいは医療機関へ搬送するなどの措置を講じるようにします。

	症状	重症度	治療	臨床症状からの分類	
軽症 (応急処置と見守り)	めまい、立ちくらみ、生あくび 大量の発汗 筋肉痛、筋肉の硬直(こむら返り) 意識障害を認めない(JCS=0)		通常は現場で対応可能 →冷所での安静、 体表冷却、経口的 に水分とNaの補給	熱けいれん 熱失神	軽症の症状が徐々に改善 している場合のみ、現場 の応急処置と見守りでOK
中等症 (医療機関へ)	頭痛、嘔吐、 倦怠感、虚脱感、 集中力や判断力の低下 (JCS≤1)		医療機関での診察 が必要→体温管理 、安静、十分な水分 とNaの補給(経 口摂取が困難なと きには点滴にて)	熱疲労	中等症の症状が現れたり、 軽症にすぐに改善が見 られない場合、すぐ病院へ 搬送(周囲の人が判断)
重症 (入院加療)	下記の3つのうちいずれかを含む (C)中枢神経症状(意識障害 JCS≥2、小脳症状、痙攣発作) (H/K)肝・腎機能障害(入院経過 観察、入院加療が必要な程度の 肝または腎障害) (D)血液凝固異常(急性期DIC診 断基準(日本救急医学会)にてDIC と診断)⇒Ⅲ度の中でも重症型		入院加療(場合により集中治療)が必要 →体温管理 (体表冷却に加え 体内冷却、血管内 冷却などを追加) 呼吸、循環管理 DIC治療	熱射病	重症かどうかは救急隊員 や病院到着後の診察・検 査により診断される

図1-3 日本救急医学会熱中症分類

(出典：日本救急医学会 熱中症診療ガイドライン 2015 を改変)

(3) 暑さ指数 (WBGT) とは

暑さ指数 (WBGT : Wet Bulb Globe Temperature : 湿球黒球温度) は、熱中症の危険度を判断する環境条件の指標です。この WBGT は、人体と外気との熱のやりとり (熱収支) に着目し、熱収支に与える影響の大きい気温、湿度、日射・輻射など周辺の熱環境、風 (気流) の要素を取り入れた指標で、単位は、気温と同じ℃を用います。



図1-4 暑さ指数 (WBGT) の算出方法

(4) 野田村立小・中学校における暑さ指数(WBGT)に応じた対応指針

暑さ 指数 (WBGT)	湿球 温度	乾球 温度	注意すべき 生活活動 の目安	熱中症予防運動 野田村の基準	教員の判断や行動の目安		
					管理職	学校行事等の 責任者	担当者 (学級担任・教科担任・ 部活動顧問等)
3 1℃ 以上	27℃ 以上	35℃ 以上	すべての 生活活動 で起こる 危険性	運動は原則中止 特別の場合以外には、運動を中止する。	原則中止 (休止、延期、プログラム変更を含む)を検討し、指示(体育授業は活動場所及び内容の変更)	①児童生徒等の健康状態の情報収集・把握 ②会場の環境状況の把握 ③行事等の中止について管理職に判断を仰	①活動の一時休止を指示 ②児童生徒等の健康状態の把握 ③会場の環境状態の確認 ④学校行事等の責任者に報告
28～ 31℃	24～ 27℃	31～ 35℃		厳重警戒 (激しい運動は中止) 熱中症の危険性が高いので、体温が上昇しやすい運動は避ける。10～20分おきに休憩を取り、水分・塩分の補給を行う。	原則活動時間の短縮等を検討し、適宜必要な指示	①児童生徒等の健康状態の情報収集・把握 ②会場の環境状況の把握 ③活動時間の短縮等について管理職に判断を仰ぐ。	①児童生徒への体調把握・管理を指示 ②児童生徒等の健康状態の観察 ③会場の環境状態の確認 ④学校行事等の責任者に報告
25～ 28℃	21～ 24℃	28～ 31℃	中等度以上の活動で起こる危険性	警戒 (積極的に休憩) 熱中症の危険が増すので、積極的に休憩を取り、適宜、水分・塩分を補給する。	○現状把握に努め、適宜必要な指示	①暑さにより体調不良などの児童生徒がいれば、状況を把握 ②会場の環境状態の把握 ③状況を管理職に伝える	①児童生徒への体調把握・管理を指示 ②児童生徒等の健康状態の観察 ③会場の環境状態の確認 ④学校行事等の責任者に報告
21～ 25℃	18～ 21℃	24～ 28℃		注意 (積極的に水分補給) 熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。			
21℃ 以下	18℃ 以下	24℃ 以下		ほぼ安全 (適宜水分補給) 通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。			

(注1) 日本生気象学会「日常生活における熱中症予防指針Ver. 3」(2013)より

(注2) 28～31℃は28℃以上31℃未満を示す。以下同様。

(5) 暑さ指数計の測定方法

暑さ指数（WBGT）計は、文部科学省が示す「保健室の備品等について」（令和3年2月3日付け初等中等教育局長通知）において、保健室に備えるべき備品とされ、野田村立小・中学校に複数台配備されています。暑さ指数（WBGT）計の屋外での正しい測定方法について、図1-5に示しました。参考にしてください。また、暑さ指数（WBGT）を測定したら、できるだけ記録に残すようにします。環境の条件とその時の対策のデータ等の積み重ねにより、効果的な対策方法等が具体的に見えてきます。

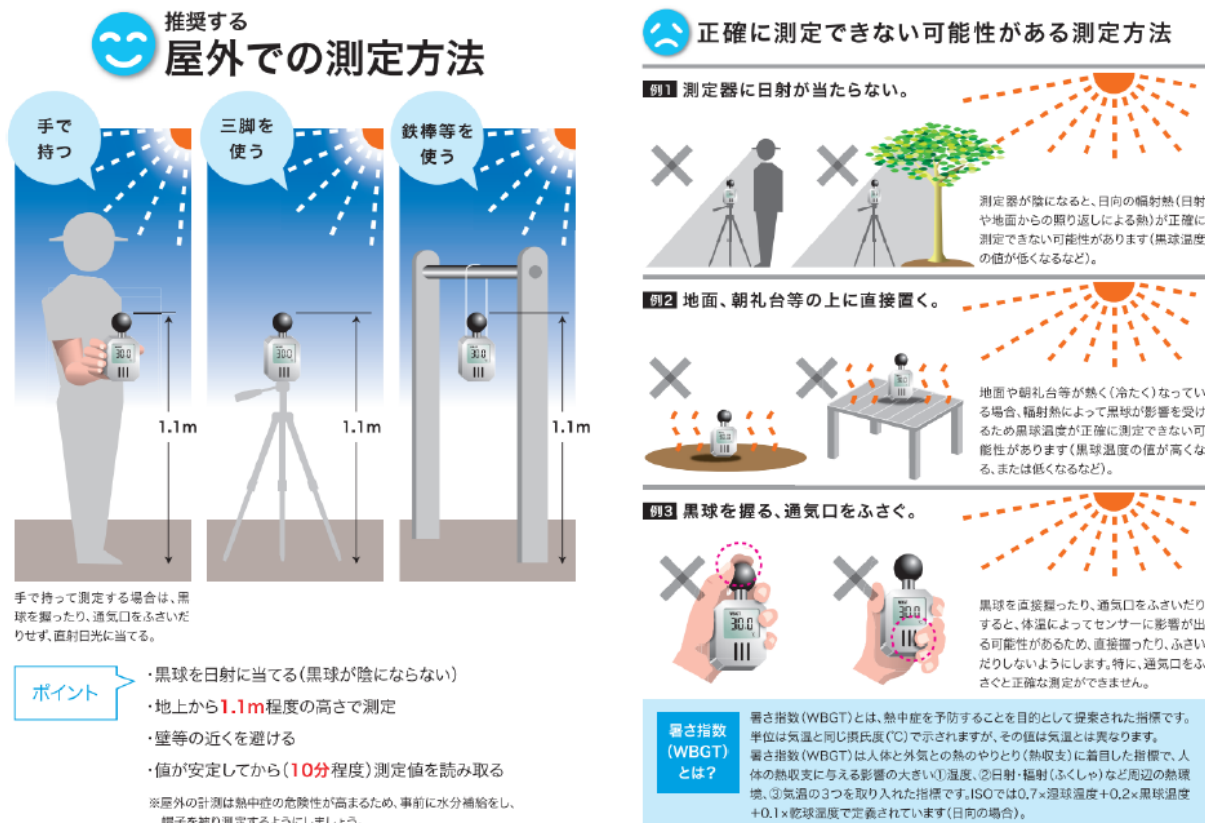


図1-5 屋外日向の暑さ指数（WBGT）計の使い方

（出典：環境省 熱中症予防情報サイト）

※実際の活動の場では、熱中症予防情報サイト等の推定値とは異なることを理解した上で、実際の活動の場において、活動前や活動中に暑さ指数（WBGT）を測定し、熱中症事故の危険度の把握に努めること。

2 予防措置

(1) 基本的な予防措置

① 教職員への啓発

児童生徒等の熱中症予防について、全教職員で共通理解を図るため研修を実施する。

② 児童生徒等への指導

学級担任は、児童生徒等が自ら熱中症の危険を予測し、安全確保の行動をとることができるように指導する。

例：児童生徒等向けの啓発資料の配布や、実際に暑さ指数（WBGT）を測定することで、児童生徒等の熱中症予防への意識・関心を高める。

③ 各学校の実情に応じた対策

近年の最高気温の変化や熱中症発生状況等を確認し、地域や各学校の実情に応じた具体的な予防策を学校薬剤師の助言を得て検討する。

普通教室や特別教室、体育館等の場所により空調の整備状況に差があることも考慮し、対策を講じる。

④ 体調不良を受け入れる文化の醸成

気兼ねなく体調不良を言い出せる、相互に体調を気遣える環境・文化を醸成する。

⑤ 情報収集と共有

熱中症予防に係る情報収集の手段（テレビ・インターネット等）及び全教職員への伝達方法を整備する。

⑥ 暑さ指数（WBGT）を基準とした運動・行動の指針

原則として、「野田村立小・中学校における暑さ指数（WBGT）に応じた対応指針」を基準とする。

⑦ 暑さ指数（WBGT）の把握と共有

暑さ指数（WBGT）の測定場所、測定タイミング、記録及び関係する教職員への伝達体制を整備する。

例：暑さ情報（気温・湿度計、天気予報、開催地の暑さ指数（WBGT）、熱中症警戒アラート情報など）を、誰もが見やすい（ただし壊されない、盗まれない）場所に設置し、暑さ情報を児童生徒等も含め学校全体で共有

⑧ 日々の熱中症対策のための体制整備

設定した指針に基づき、運動や各種行事の内容変更や中止・延期を日々、誰が、どのタイミングで判断し、判断結果をどう伝達するか、体制を整備する。熱中症特別警戒アラート及び熱中症警戒アラート発表時の対応も含める。

例：熱中症予防の責任者を決める。アラート発表時に行事が予定されている場合、行事の実施場所の最寄りの暑さ指数を確認し、実施可否を判断する。

⑨ 保護者等への情報提供

熱中症対策に係る保護者の理解醸成のため、「野田村立小・中学校における暑さ指数（WBGT）に応じた対応指針」や、熱中症特別警戒アラート及び熱中症警戒アラートの意味及びアラート発表時の対応を保護者とも共有する。また、熱中症事故発生時の家族・マスコミ対策マニュアルを予め作成しておく。

(2) 実践的な予防措置

熱中症は、予防法を知っていれば、発生や悪化させることを防ぐことができます。学校生活の中では体育・スポーツ活動において熱中症を発症することが多く、スポーツなどの体を動かす状況では、それほど気温の高温でない環境下でも熱中症を引き起こすことがあります。暑くないから大丈夫と思うのではなく、活動中の児童や生徒の状態をよく観察して、異常がないかを確認することが大切です。

「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー」では、体育・スポーツ活動における熱中症予防原則として、以下の5つを挙げています。

- 1 環境条件を把握し、それに応じた運動、水分補給を行うこと
- 2 暑さに徐々に慣らしていくこと
- 3 個人の条件を考慮すること
- 4 服装に気を付けること
- 5 具合が悪くなった場合には早めに運動を中止し、必要な処置をすること

① 環境条件の把握

気温が高いときほど、また同じ気温でも湿度が高いときほど、熱中症の危険性は高くなります。熱中症の危険性を予測するための環境条件の指標に「暑さ指数(WBGT)」があります。暑さ指数(WBGT)は気温、気流、湿度、輻射熱を合わせたもので、暑さ指数(WBGT)計で測定します。ただし、暑さ指数(WBGT)計がない場合は、乾球温度(気温)や湿球温度を参考にすることもできます。

② 運動量の調整

運動強度が高いほど熱の産生が多くなり熱中症の危険性は高くなります。環境条件・体調に応じた運動量(強度と時間)にしましょう。暑い時期の運動はなるべく涼しい時間帯にようにし、休憩を頻繁に入れるようにしましょう。激しい運動では休憩は30分に1回以上とることが望ましいとされています。強制的な運動は厳禁です。

③ 状況に応じた水分・塩分補給

暑い時期は、水分をこまめに補給します。体重の3%以上の水分が失われると体温調節に影響するといわれており、運動前後の体重減が2%を超えないように水分を補給します。

水分補給が適切かどうかは、運動前後の体重を測定すると分かります。運動の前後に、また毎朝起床時に体重を測る習慣を身につけ、体調管理に役立てることが勧められます。

④ 暑熱順化(暑さに徐々に慣らしていくこと)

熱中症事故は、急に暑くなったときに多く発生しています。具体的には、梅雨明け直後など急に暑くなった時に多く発生する傾向があります。また、夏以外でも急に暑くなると熱中症が発生しやすくなっています。これは体が熱さに慣れていないためです。急に暑くなった時は、運動を軽くし、暑さに慣れるまでの数日間、休憩を多くとりながら、軽い短時間の運動から徐々に運動強度や運動量を増やすよう指導しましょう。

⑤ 個人の状態や体調の考慮

学校で起きた熱中症死亡事故の7割は肥満傾向の人に起きています。このほかにも、体力の低い人、暑さに慣れていない人、「筋肉のこむら返り」など軽症でも一度熱中症を起こしたことがある人などは暑さに弱いので注意が必要です。運動やトレーニングを軽減する、水分補給をしっかりする、休憩を十分となどの予防策について特に配慮する必要があります。

⑥ 服装・装具の配慮

皮膚からの熱の出入りには衣服が影響します。暑い時は、服装は軽装とし、吸湿性や通気性のよい素材のものが適切です。

マスク着用について、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）が高い時は、熱中症等の健康被害が発生の恐れがあることを考慮し、マスクを外すよう指導するなどの適切な対応が必要です。

⑦ 具合が悪くなった場合の早めの処置

暑いときは熱中症が起こり得ることを認識し、具合が悪くなった場合には、熱中症を疑い、ただちに、必要な処置をとります。

体育・スポーツ活動など学校生活の中で、具合が悪くなった場合には、すぐに活動を中止し、風通しのよい日陰や、できればクーラーが効いている室内等に避難させます。

水分を摂取できる状態であれば、冷やした水分と塩分を補給するようにします。ただし、水を飲むことができない、症状が重い、休んでも回復しない場合には、病院での治療が必要です。医療機関に搬送します。

応答が鈍い、言動がおかしいなど重症の熱中症が疑われるような症状がみられる場合には、直ちに救急車を呼びます。それと同時に、現場でなるべく早く冷やし、体温を下げるのが重要です。重症者を救命できるかどうかは、いかに早く体温を下げるができるかにかかっています。

（３）授業日の対応

① 体育、スポーツ活動以外の対策

ア 教室内の授業

学校環境衛生基準においては、教室等の温度は28℃以下であることが望ましいとされています。温熱環境は温度、相対湿度、気流等によって影響を受けるため、温度のみでなく、その他の環境条件や児童生徒等の健康状態も考慮した上で総合的な対応が求められます。空調設備を利用して教室内の温度を適切に管理します。

イ 各種行事

運動会等の体育的行事、遠足及び校外学習等の各種行事を実施する場合には、計画段階、前日までに行うこと及び当日に行うことに分けて対策を講じることで、計画的に安全管理を行うことができます。特に、前日に発表される熱中症警戒アラートを参考に、安心して行事を実施できる準備に努めます。

なお、前日に熱中症特別警戒アラートが発表された場合は、全ての人が熱中症対策を徹底できるか確認し、徹底できない場合は、各種行事の中止や延期、内容変更等を判断してください。

ウ 登下校時

登下校中にも熱中症事故が発生していることに留意し、児童生徒等に涼しい服装や帽子の着用、適切な水分補給について指導します。また、保護者に対しても熱中症対策の案内を送付するなど注意喚起を行います。

② 体育、スポーツ活動時の対策

ア グラウンド・体育館での活動

授業や活動前にグラウンド・体育館などの活動場所で暑さ指数（WBGT）を測定し、対応を判断します。暑さ指数（WBGT）は、測定場所・タイミングで異なります。また、授業が始まると測定が疎かになる場合もあります。測定者も含め測定方法を予め設定することが重要です。また、熱中症警戒アラート発表時には測定頻度を高くし、暑さ指数（WBGT）の変化に十分留意します。

イ プールでの活動

プールサイドが高温になりがちなことや水中においても発汗・脱水があることに留意し、他の体育活動時と同様に熱中症予防の観点をもった対応が求められます。具体的な対策は、「学校屋外プールにおける熱中症対策」（2018）（図 2-2）を参照してください。

ウ 部活動での対策

グラウンド・体育館など活動場所で暑さ指数（WBGT）を測定し、対応を判断することは、体育の授業と同様です。部活動は体育よりも運動強度が高いこと、防具を着用する競技では薄着になれないこと等、よりきめ細かな配慮が必要となります。

なお、各競技の中央団体でも熱中症対策のガイドラインを公開しています。これらの情報を踏まえ、各校・各競技の実情に応じた部活動時の熱中症対策を進めましょう。

エ 校外活動での対策

大会や練習等で校外の施設を使用する場合に、熱中症によると思われる体調不良を訴えた時に休養できる冷房装置のある部屋があるかどうか事前に確認が必要です。

学校屋外プールでの熱中症対策例



図2-2 屋外プールでの熱中症対策例

（出典：独立行政法人日本スポーツ振興センター 学校屋外プールにおける熱中症対策）

(4) 週休日、休日、学校休業日の対応

週休日等の部活動及び各種行事（PTA活動等）における熱中症対策も基本的には、授業日と同様に暑さ指数（WBGT）に応じた対策となります。ただし、真夏には暑い日中は避け朝夕の時間帯に練習時間を移す、あるいは、日中は強度の高い運動を避けるなど、計画段階から暑さを考慮することが必要です。また、週休日は教職員が限定されることから、熱中症特別警戒アラート及び熱中症警戒アラート等の情報収集、伝達方法及び対応判断の手順を事前に整えておきましょう。

(5) 熱中症予防情報の活用について（熱中症警戒アラート・熱中症特別警戒アラート）

① 熱中症警戒アラートの活用にあたって

● 熱中症警戒アラート情報の入手・周知の明確化

熱中症警戒アラートは、気象庁の防災情報提供システム、関係機関のWEBページ、SNSを通じて多くの方が情報を入手できます。

誰かが入手しているであろうと思って、その情報が的確に共有されないことがないよう、情報の入手、関係者への伝達等を明確に定めておくことが大切です。

◇ 誰が確認するか

◇ いつ確認するか

◇ 誰に伝えるか

◇ 情報をもとに、学校運営をどのようにするかを決定する者(校長及び関係職員)

◇ これらの者が不在の場合の代理者 等

● 熱中症警戒アラートは事前の予測です。

翌日に予定されている行事の開催可否、内容の変更等に関する判断、飲料水ボトルの多めの準備、冷却等の備えの参考となります。

当日の状況が予測と異なる場合もあり、体育の授業、運動会等の行事を予定どおりに開催するか中止にするか、内容を変更して実施するかを判断しなければなりません。熱中症警戒アラートが発表になった場合の具体の対応や、校長不在時の対応者等をあらかじめ検討しておくことが重要です。

● 保護者や一般の方からの問い合わせ等に対応する機会があります。

保護者や一般の方から熱中症警戒アラートが出ているのに屋外で体育の授業を行っている等の意見が提起される場合があります、それらへの対応が求められることがあります。

一般の方からこのような意見が寄せられることは、熱中症に警戒するという意識が社会の中に定着しつつある証でもあり「熱中症警戒アラート」発表の目的の一つが達成しつつあると捉えることができます。

一方で、学校での負担を軽減するため、本手引きを参考としていただき、事前に保護者の方へ熱中症警戒アラートが発表された際の対応などを周知いただくこともよいと考えられます。

② 熱中症特別警戒アラート（熱中症特別警戒情報）の活用にあたって

広域的に過去に例のない危険な暑さ等となり、人の健康に重大な被害が生じる恐れがあることから、令和6年4月に改正気候変動対応法が施行され、「熱中症特別警戒アラート」が発令されることになりました。

熱中症特別警戒アラートは都道府県内において、全ての暑さ指数情報提供地点における翌日の日最高暑さ指数（WBGT）が35（予測値）に達する場合に、都道府県単位で発表されます。

熱中症警戒特別アラートが発令された時は、自分の身を守るだけでなく、危険な暑さから自分と自分の周りの人の命を守ってください。具体的には、全ての人が自ら涼しい環境で過ごすとともに、室内等のエアコン等により涼しい環境で過ごせているか確認してください。

また、校長は、全ての人が熱中症対策を徹底できているか確認し、徹底できていない場合は、運動、外出、行事等の中止、延期、変更等を判断してください。

今まで普段心がけている熱中症予防行動と同様の対応では不十分な可能性がありますので、今一度気を引き締めた上での準備や対応が必要です。

表2-1 熱中症警戒情報と熱中症特別警戒情報について

	熱中症警戒情報	熱中症特別警戒情報
一般名称	熱中症警戒アラート	熱中症特別警戒アラート
位置づけ	気温が著しく高くなることにより熱中症による <u>人の健康に係る被害が生ずるおそれがある</u> 場合（熱中症の危険性に対する気づきを促す） <これまでの発表回数> R3: 613回, R4: 889回, R5:1,232回	気温が <u>特に</u> 著しく高くなることにより熱中症による <u>人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある</u> 場合 （全ての人が、自助による個人の予防行動の実践に加えて、共助や公助による予防行動の支援） <過去に例のない広域的な危険な暑さを想定>
発表基準	<u>府県予報区等内のいずれか</u> の暑さ指数情報提供地点における、日最高暑さ指数（WBGT）が 33 （予測値、小数点以下四捨五入）に達すると予測される場合	<u>都道府県内</u> において、 <u>全ての</u> 暑さ指数情報提供地点における翌日の日最高暑さ指数（WBGT）が 35 （予測値、小数点以下四捨五入）に達すると予測される場合 （ <u>上記以外の自然的社会的状況に関する発表基準について、令和6年度以降も引き続き検討</u> ）
発表時間	前日 午後5時頃 及び 当日 午前5時頃	前日午後2時頃 （前日午前10時頃の予測値で判断）
表示色	紫（現行は赤）	黒

3 熱中症発生時の対応

(1) 重症度の判断と事前の準備

熱中症が疑われる時には、放置すれば死に至る緊急事態であることをまず認識しなければなりません。重症の場合には救急車を呼び、現場ですぐに体を冷却する必要があります（図 3-1）。熱中症の重症度は具体的な治療の必要性の観点から、Ⅰ度（現場の応急処置で対応できる）、Ⅱ度（病院への搬送が必要）、Ⅲ度（入院し集中治療が必要）と分類されます（図 1-3）。Ⅱ度以上の症状があった場合には、直ちに病院へ搬送します。

一方、「立ちくらみ」や「筋肉のこむら返り」などの軽度の症状の場合には、涼しい場所へ移動し、衣服を緩め、安静にさせます。また、少しずつ水分の補給を行います。この際、症状が改善するかどうかは、病院搬送を判断するためのポイントとなりますので、必ず、誰かが付き添うようにします。病院に搬送するかどうかの判断のポイントを以下に示します。

重症度（救急搬送の必要性）を判断するポイント

○意識がしっかりしているか？

○水を自分で飲めるか？

○症状が改善したか？

搬送時、救急処置の際は、必ず誰かが付き添いましょう。

熱中症の症状があったら、涼しい場所へ移し、すぐに体を冷やしましょう。

緊急事態に迅速かつ的確に応急処置を講じるため、以下①～④について学校の体制を確立する必要があります。

- ① 熱中症発生時の教職員の役割分担を定め、全員が理解しておくとともに、職員室、保健室及び事務室等の見やすい場所に掲示する。
- ② 緊急時に連絡する消防署、医療機関、校内（管理職・養護教諭・学年主任等）及び関係諸機関等の所在地及び電話番号などを掲示する。
- ③ 応急手当や救命処置（心肺蘇生とAED・担架の使用）等に関する講習及び設備・用具の整備を行うなど、実際の対応ができるようにしておく。
- ④ 救急搬送の必要な傷病者が出た場合に備え、各種行事前に現地消防組織、近隣医療機関と連携しておく。

(2) 熱中症対応の例

① 熱中症の応急処置フロー (例)

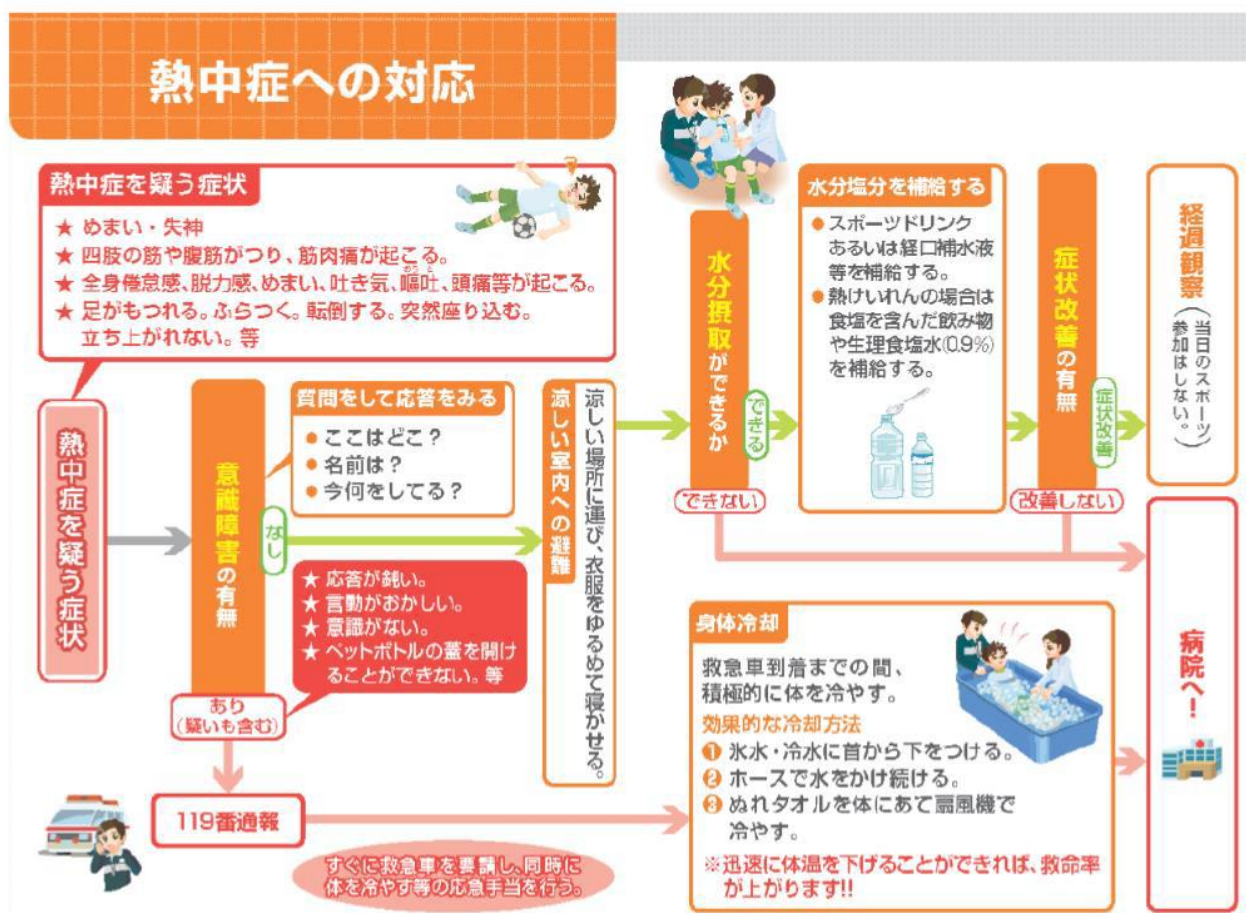


図3-1 熱中症の応急処置フロー

(出典：独立行政法人日本スポーツ振興センター スポーツ事故対応ハンドブック／熱中症への対応)

② 熱中症発生時の役割分担（例）

熱中症発生時の対応

（出典：島根県教育委員会、学校危機管理の手引き）

② 熱中症発生時の役割分担（例）

熱中症発生時の対応

（出典：島根県教育委員会、学校危機管理の手引き）

対応の流れ	管理職	教職員	児童生徒
〈発生時の危機管理〉 ○ 児童生徒の救護、状況確認、安全確保 ○ 危機管理体制構築 ○ 関係者への対応	- 状況把握 - 救急体制の指示（救急車要請等） - 事故発生時の状況、対応等、記録する者の指示 - 救急搬送の場合は教育委員会に第一報、以後必要であれば状況報告し、助言を得る - 必要に応じて学校医へ連絡し指導を受ける - 被害児童生徒の保護者に容態、状況、搬送先、学校の対応について連絡 - 他の教職員への状況説明（臨時職員会議の開催等） - 必要に応じて、児童生徒・保護者へ対応策について説明（文書送付又は説明会開催）、理解と協力依頼	- 熱中症の程度を確認し、涼しい場所等へ移動し、応急手当 - 管理職に事故発生の報告 - 救急車対応が必要な場合は直ちに手配 - 救急車を手配した場合は同乗 - 病院に同行し、事故の発生状況や応急手当等について医師に説明 - 状況を管理職へ報告 - 被害児童生徒の保護者への連絡 - 他の児童生徒の健康観察 熱中症予防の取組例 - 冷たい飲み物を持参させ、授業中でも水分・塩分補給が行えるようにする。 - 道具等の活用（帽子、クールスカーフ等）を促す。 - WBGT計を顧問に配付し、熱中症予防のための運動指針に基づいた活動を意識付ける。	教職員の指示に従う
〈事後の危機管理〉 ○ 被害児童生徒保護者への対応 ○ 再発防止への取組 ○ 報告書（救急搬送時）	- 管理職が教職員を代表して、児童生徒、保護者に誠意ある対応 - 災害共済給付の手続き - P T A等への説明等 - 発生原因を究明し、再発防止への取組 - 救急搬送した場合は、報告書作成	- 担任、顧問等が家庭を見舞うなど、児童生徒、保護者に誠意ある対応 - 発生時の状況と災害共済給付の手続き等について保護者に説明する - 未然防止について児童生徒への指導	

4 事故後の対応

学校の管理下における事故等について、学校及び学校の設置者は発生原因の究明やそれまでの安全対策を検証し、再発防止策を策定し実施すること、被害児童生徒等への心のケアや、被害児童生徒等の保護者への十分な説明と継続的な支援が求められます。したがって、熱中症発生後の対応として、以下の項目等に関する行動指針を予め設定しておきましょう。

熱中症発生後の行動指針の設定については、「学校事故対応に関する指針」【改訂版】（文部科学省、令和6年3月）を参考としましょう。

5 参考資料

●岩手県教育委員会

□岩手県立学校熱中症対策ガイドライン

●環境省

□熱中症環境保健マニュアル2022

□熱中症環境保健マニュアル2018

□熱中症特別警戒情報の運用に関する指針（令和6年2月7日）

□夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン2020

□熱中症予防情報サイト <https://www.wbgt.env.go.jp/>

●文部科学省

□学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（令和3年5月版）／環境省・文部科学省

□学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き（令和6年4月追補版）／環境省・文部科学省

□「学校事故対応に関する指針」【改訂版】

https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/jikotaiou_all.pdf

□「学校事故対応に関する指針に基づく」詳細調査報告書の横断的整理

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/jikoshishinseiri.pdf>

□学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドラインサンプル編

□「学校教育活動等における熱中症事故の防止について（依頼）」（令和6年4月30日）

□学校体育実技指導資料第4集「水泳指導の手引（三訂版）」

□文部科学省×学校安全ポータルサイト「熱中症・水難事故防止関連情報」

●厚生労働省

□一般社団法人日本救急医学会 熱中症に関する委員会熱中症診療ガイドライン2015

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/heatstroke2015.pdf>

●（独）日本スポーツ振興センター・（公財）日本スポーツ協会

□独立行政法人日本スポーツ振興センター「災害共済WEB 学校事故事例検索データベース」

<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Tabid/822/Default.aspx>

□独立行政法人日本スポーツ振興センター「熱中症を予防しよう」

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/kenko/jyouhou/pdf/totsuzenshi/22/totsuzenshi22_7.pdf

□独立行政法人日本スポーツ振興センター「学校等での事故防止対策集（調査研究）」

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/337/default.aspx

□公益財団法人日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」

□令和2年度スポーツ庁委託事業「スポーツ事故対応ハンドブック/熱中症への対応」

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/anzen_school/R2handbook/extra_B7.pdf

平成30年度スポーツ庁委託事業「学校屋外プールにおける熱中症」

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/anzen_school/H30nettyuusyoubPoolPamphlet/h30nettyuusyoub_pool.pdf

●岩手県熱中症特別警戒情報発表時対策要綱

●教育委員会の熱中症ガイドライン

□島根県教育委員会／学校危機管理の手引き（R5.10）